

第四十六回国会 衆議院 商工委員會議録 第九号

昭和三十一年二月十八日(火曜日) 午前十時五十一分開議

出席委員

- 委員長 二階堂 進君
- 理事小川 平二君 理事始関 伊平君
- 理事中村 幸八君 理事中村 和右衛門君
- 理事板川 正吾君 理事久保田 豊君
- 理事中村 重光君
- 内田 常雄君 浦野 幸男君
- 遠藤 三郎君 小笠 公昭君
- 小沢 辰男君 岡崎 英城君
- 海部 俊樹君 佐々木秀世君
- 田中 龍夫君 田中 正巳君
- 田中 六助君 中川 俊思君
- 野見山清造君 長谷川四郎君
- 南 好雄君 村上 勇君
- 山手 満男君 加賀田 進君
- 沢田 政治君 島口重次郎君
- 楯 兼次郎君 藤田 高敏君
- 森 義祝君 麻生 良方君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

- 公正取引委員長 渡邊喜久造君
- 委員長 加藤 悌次君
- 通商産業事務官 (鉱山局長) 宮本 惇君
- 通商産業事務官 (公益事業局長) 小笠 公昭君
- 委員外の出席者 専門員 渡邊 一俊君

二月十四日

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

第一類第九号 商工委員會議録第九号 昭和三十一年二月十八日

同月十七日

輕機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)(予)

本日の會議に付した案件

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第九七号)

石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第五二二号)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

まず、去る二月十四日付託になりました金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案を議題とし、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。福田通産大臣。

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律

金属鉱物探鉱融資事業団法(昭和三十一年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金属鉱物探鉱促進事業団法

目次中「第二十条を「第二十条の十五」に、「第二十九条・第三十条」を「第二十九条・第三十条」に、「第三十三条」を「第三十二条」に改める。

第一条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に、「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第二条及び第六条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

第八条に次の一項を加える。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事一人を置くことができる。

第十八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の業務のほか、同項の業務に関連して必要な場合には、通商産業大臣の認可を受け、金属鉱物の探鉱を急速に促進する必要がある地域の地質構造の調査(以下「地質構造調査」という。)及びこれに附帯する業務を行なうことができる。

第二十条第二項中「要領」の下に「並びに地質構造調査に関する業務の方法」を加える。

第三章中第二十条の次に次の十四

条を加える。

(地質構造調査の実施計画) 第二十条の二 事業団は、第十八条第二項の認可を受けようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、地質構造調査の実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により実施計画を作成しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、当該実施計画を公表して、これにつき意見を有する利害関係人(当該地質構造調査を行なう地域内に存する鉱業権に係る鉱業権者及び租鉱権者並びに当該地域内の土地又はその土地に定着する物件につき所有権その他の権利を有する者をいう。)に対し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

第二十条の三 事業団は、前条第一項の実施計画を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による実施計画の変更に準用する。

第二十条の四 事業団は、第十八条第二項又は前条第一項の認可があつたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、当該実施計画又はその変更に係る部分の要旨を公示しなければならない。

(都道府県知事との協議) 第二十条の五 通商産業大臣は、第十八条第二項又は第二十条の第三項の認可をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

(補助金) 第二十条の六 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、事業団に対し、地質構造調査に要する費用の一部を補助する。

(都道府県の負担金) 第二十条の七 事業団が地質構造調査を行なう地域の全部又は一部をその区域に含む都道府県は、政令で定めるところにより、当該地質構造調査に要する費用の一部を負担金として事業団に支払うものとする。

(鉱業権者の負担金) 第二十条の八 事業団は、政令で定めるところにより、地質構造調査を行なう地域内に存する鉱業権であつて第十八条第二項に規定する金属鉱物を目的とするものに係る鉱業権者に、当該地質構造調査に要する費用の一部を負担させるものとする。

(強制徴収) 第二十条の九 事業団は、前条の規定による負担金の納付義務者がその納期限までにその負担金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督

促をするときは、納付義務者に対し督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して二十日以上経過した日でなければならぬ。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができ

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(納付金)
第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なつたボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見された場合において、当該金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

2 事業団は、前項の規定による納付金を徴収したときは、政令で定めるところにより、同項の規定による納付金に相当する金額を国庫、第二十条の七の負担金を支払つた都道府県及び第二十条の八の規定による負担金を納付した鉱業権者に支払わなければならない。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。
(土地等の立入り)
第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入らせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入らせようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらかじめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならぬ。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。

5 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 事業団は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。
第二十条の十二 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)
第二十条の十三 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その承諾を得ないで伐採することとなる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。
(鉱物の採取)
第二十条の十四 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。
第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。
(調査結果の公表等)
第二十条の十五 事業団は、地質構造調査が終了したときは、当該地質構造調査の結果を通商産業大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。
第二十三条の次に次の一条を加える。

第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。
(調査結果の公表等)
第二十条の十五 事業団は、地質構造調査が終了したときは、当該地質構造調査の結果を通商産業大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。
第二十三条の次に次の一条を加える。

(区分経理)
第二十三条の二 事業団は、第十八条第二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
第二十九条の次に次の一条を加える。

(審査請求)
第二十九条の二 この法律に基づいてした事業団の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。
第三十二条第一号を削り、同条第二号中「第十九条第一項、第二十条第一項、第十八条第二項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条第一項」を「第十九条第一項、第二十条第一項、第二十条第一項、第二十条第一項」に改める。

条の三第一項」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 第十八条第三項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。
第七章中第三十三条の前に次の一条を加える。
第三十二条の二 第二十条の十二の規定に違反して第二十条の十一第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
第三十四条第三号中「第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。
第三十五条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(金属鉱物探鉱促進事業団の設立等)
第二条 改正前の第一条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において改正後の同条に規定する金属鉱物探鉱促進事業団となるものとする。

第一号とし、同号の次に次の一号を加える。
二 第十八条第三項又は第二十八条の通商産業省令を定めようとするとき。
第七章中第三十三条の前に次の一条を加える。
第三十二条の二 第二十条の十二の規定に違反して第二十条の十一第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
第三十四条第三号中「第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加える。
第三十五条中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

る。

2 改正前の金属鉱物探鉱融資事業団法の規定によつて金属鉱物探鉱融資事業団に對してした処分又は同法の規定によつて金属鉱物探鉱融資事業団がした手続その他の行為は、改正後の金属鉱物探鉱促進事業団法の規定によつて金属鉱物探鉱促進事業団に對してした処分又は同法の規定によつて金属鉱物探鉱促進事業団がした手続その他の行為とみなす。
(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に金属鉱物探鉱促進事業団という名称を用いてゐる者については、改正後の第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(登録税法の一部改正)

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に、「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱物探鉱融資事業団」に改め、同条第十八号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

(印紙税法の一部改正)
第五条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ十二ノ三中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第九号) 商工委員会議録第九号

昭和三十三年二月十八日

律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(地方税法の一部改正)
第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(地方財政再建特別措置法の一部改正)
第九条 地方財政再建特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。
(行政管理局設置法の一部改正)
第十条 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

理由
金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて

金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物探鉱融資事業団の業務に地質構造調査を加え、費用の負担、土地の立入りその他の地質構造調査の実施に必要な事項に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○福田(一)国務大臣 金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
わが国の金属鉱業は、貿易の自由化を契機として、急速にその体質改善を進め、金属鉱産物の低廉かつ安定的な供給体制を確立する必要に迫られております。この御承知のとおりであります。金属鉱業の体質改善の方策としては、さまざまのものが考えられますが、最も重要かつ効果的な方策は、探鉱を急速に促進して優良資源の確保をはかり、探掘品位の向上をはかることとあります。

このため、政府におきましては、従来から中小鉱山に対し新鉱床探査費補助金を交付し、地質調査所において地質の調査を行なう等の施策を講ずるほか、昭和三十八年度には、新たに金属鉱物探鉱融資事業団を設立して、探鉱に必要な資金の貸し付けを行なうことといたしてあります。これらの施策につきましては、今後とも鋭意その充実に必要事項に関する規定を整備することとあります。

近時、探鉱技術の進歩に伴い、従来露頭を端緒とする探鉱方法からボーリング等による潜頭鉱床の探鉱へとその重点が移行し、各企業は、多大の資金と長年月を要して探鉱を行なつております。しかしながら、金属鉱床の賦存地域の地質構造はきわめて複雑であります。そのため、探鉱の前段階として、組織的な地質構造調査を実施し、その結果に基づき企業が探鉱を実施するのが最も効率的な方法であると考えられます。

このような調査は、その性格上、国ないしは国に準ずる機関が実施することが適当であります。金属鉱物探鉱融資事業団は、探鉱の促進を目的として設立された機関でありますので、この事業団に本調査の事業を行なわせることが最も適当であり、これによって従来からの探鉱資金の貸し付け業務もより効率的になし得ることと考える次第であります。

この法律案は、以上に申し述べました理由に基づき、金属鉱物探鉱融資事業団の業務を拡充して、これに地質構造調査を実施させることとし、その調査に必要な事項に関する規定を整備するため提案したものであります。次に、この法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、事業団の業務の拡充に伴い、その名称を金属鉱物探鉱促進事業団に改めるとともに、理事一名を増員することとあります。

第二は、事業団の業務として、探鉱資金の貸し付けのほか、地質構造の調査を加へたこととあります。この調査の実施にあたりましては、事業団は、あらかじめ利害関係人の意見を聞いて実施計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けることといたしてあります。

第三は、本調査に要する費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもつて充てることとしたこととあります。

第四は、負担の公平という見地から、事業団が行なつたボーリングにより鉱床が発見された場合には、その発見により利益を受ける者から納付金を徴収することとしたこととあります。

第五は、本調査の円滑な実施をはかるため、土地の立ち入り、鉱物の採取等の規定を設けたこととあります。なお、このほか、調査結果の公表、区分経理、審査請求等の規定を設けることといたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○二階堂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○二階堂委員長 小笠公昭君外六名提出の電源開発促進法の一部を改正する法律案、内閣提出の石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案及び内閣提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案、以上三法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを順次許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 電発法の改正について大臣にお伺いをしますが、この法律

三

案の改正の内容は、現在の理事五名を三名増員して八名にする、そういう内容になっておるようでありますが、本委員会におきまして数回にわたって質疑が行われ、特に問題となつておる点は、理事を増員するという事は運営の問題である、したがつてこれは政府提案が適當ではないか、こういうこととあります。この点に対する通産大臣の考え方を伺つてみたいと思つた。

○福田(一)國務大臣 この問題は、一昨年来実はそのような問題が起つておつたのでありますが、御承知のやうに昨年の通常国会におきましては、通産省としては三十幾つの法案を提出をいたしてござりまして、なかなかそれ以上の提案をすることは非常に困難であるという事情がありましたところ、たまたま議員のほうから、この問題は議員提案としてはどうか、また、この法案自体が議員立法でできておりました等の関係もありまして、議員提案でやつてはどうかというふうなお話があり、それはわれわれとしてもけっこうでありますという事で、議員提案として提出されたわけでありまして、しかし、その後、臨時国会その他におきましても継続審議の形をとつてまいりましたかと思つたのでありますが、いままでこれが通過というか、御承認を得なかつたわけでありまして、そうして今度も引き続きの問題でございますので、議員提案としてお出しになることについて、われわれとしてはこれに賛意を表しておるような次第でございます。

○中村(重)委員 議員立法の法律である、だからして改正案は議員提案といふことが望ましいのである、そういう

ことになつてまいりますと、あとでこの法律案の改正が政府提案として用意されておる。理事の増員のごとき運営に関する問題を政府提案とせず議員提案にするということになつてまいりますれば、あとで政府が用意をしておりますやうなそういうことが当然問題になつてくるわけでありまして、それらの点に対しては大臣はどのようにお考えになつていらつしやるか。

○福田(一)國務大臣 議員提案によつて、運営の問題についてここで提案されておりますが、政府としましては、その他の面については今後考慮をいたしたい、こう考えておるところであります。

○中村(重)委員 この理事増員の提案の内容は、それはきわめて簡単な内容になつておるが、三十幾つの法律案の準備もあり、提案するにあつて非常に事務がふくそうする、そういう関係があつたといつても、私どもが審議するにあつては、これは同じになるわけでありまして、したがつて、事務的に非常に繁雑であるからというゆゑをもつて議員提案にするかといふことは、責任ある態度ではないかと思つた。数回にわたつて電発総裁あるいは田中政務次官ともいろいろ議論をしたのでありますけれども、私どもが納得をする説明がなされない。いまだしく大臣はこの法律案の必要性については、あなたはどうしても理事の増員をからなければならぬという積極的な考え方があつたらぬならば、私どもが納得できるような説明をしていただきたい。

○福田(一)國務大臣 私は、実はこれはいろいろ議論のあるところとは思いますが、立法府の議員がこの法律を提案して、そしていわゆる国政を審議していくという姿は、決して間違つた姿ではないと思つた。もちろん政府が必要に応じて法案を提出することも、これは当然でありまして、私は議員のお方がやはりいわゆる議員立法といふ案が、議員が必要であると思つたものは提案されて審議をされるということとは、かえつておかしくなるのじゃないかと私は思つておりました。だから法案を議員がお出しになつた場合においても、政府の態度を言えと言え、賛成できるものもあるし、賛成できないものもあるでしょう。この場合において、私たちはこの案には賛成でございます、こう申し上げるわけでありまして、それは御案内のように、おとし三十幾つの法案を出しますで、なかなかこのまゝでは手が届かないと思つたところが、議員のほうで、これはぜひ必要であるから提案すべきである、こういつてお出しを願つたと思つておるものであります。そのこと自体は私には時宜になつたものであつたと思つたのであります。それを政府が出さなかつたのは、そのとき怠慢である、こうおっしゃいますれば、確かにわれわれとしてはそこまゝ手が回らなかつた、といふのは言いわけになりませんが、それはけしからぬとおしかりを受けなければ、これはいたし方のないところでありまして、おわびをするよりしかたがないと思つた。議員がお出しになつたというこの自体は、これは当然な権利を行使されておるのであり、今後も私はいわゆる立法府の権限を高めるといふ

意味ではかえつていいのではないかと、こういう感觸を持つておられます。もちろんこれは予算に関係があるとかいろいろなことになりますと、問題がございませぬけれども、これはわれわれとしても必要を認めておつたところでありまして、議員立法にいたしましたことについては、われわれとしても賛成をしておつた、こういうわけでございます。

○中村(重)委員 議員に提案権があるといふことはわかり切つたことなんです。しかしこの法律案の提案にあつて、そう大臣がいま答弁されるやうな単純なものはない、そこに問題があるわけなんです。電発総裁がいろいろ本委員会へ参考人として出てきて説明をされた。私どもはどうしても理事を増員してもらわなければならぬと思つておる、だがしかし、政府も非常に忙しうだつたので、むしろ議員のほうにお願いをするといふことのほうがいいと思つた、そういう意味の答弁をしておられる。また田中政務次官の答弁に至つては、きわめて政府として無責任な態度であると私どもが感ぜられるやうな答弁をしておられる。だから私はいま大臣に指摘をしておるわけですが、少なくともいま大臣が言われたやうな根本問題に入つてまいりますれば、それは議論があるわけなんです。しかし、私はいまその根本的な問題に入つて議論をするといふのはなしに、いまの政府与党が取り組んでおる態度の中から、この電発の理事をふやすといふうなことは、政府の責任ある態度として、どのように忙しい状態であつたといつたしましても、当然積極的にこれに取

り組んでいくという態度こそ好ましいのではないかと。そういふして複雑な法律案の内容でもないのに、それほど必要を痛感しておられるならば、なぜに政府提案をするという責任ある態度をおとりにならなかつたのか、これを実は私は指摘しておるわけなんです。だから大臣の明快な答弁を伺いたし、さらにまた理事三名を増員しなければならぬといふ電発の内容の実態にわたつてもお答えを願ひたい、そういうことで質問をしておるわけなんです。

○福田(一)國務大臣 議員立法として提案をされて、そしてつと引き続きそういう形で出ておられます。スタートのときにおいてそういう事情はありましたが、それならば議員の立法でやろうといふこととお出しになつておられますので、政府としても議員の皆さん方のそういう提案権というものは尊重を申し上げ、また引き続きお出しになるという事であれば、われわれも何も反対を致しませんので、それでお願ひをいたす、こういう気持ちで実はこの問題を取り扱つていただいておりますのであります。

なお、なぜこれは必要であるかといふことになりませぬ、いままでにも提案理由その他で提案者が申し述べられておるところとわれわれは意見一致をいたしておるところであります。なお、非常に電発の仕事が時代の推移に伴つて順次複雑化し、また現在においてもその必要性が増してきておるといふやうな観点で提案をされておるといふことは、われわれもこの点については賛意を表し、そのように考えておりますので、意見を申し述べるといふこととさせていただきます、賛成であり

ます、こう申し上げておるのであります。

○中村(重)委員 意見を言えといえは賛成であるが申し上げるということでありませんが、そういうことではないので、通産大臣。運営の問題です。理事三名を増員しなければならぬということをあなたも痛感されておられるのでなければ、また積極的にそれを求めるのでなければ、私どもは必要であるということでも認めることはできない。この提案が成立をしなければならぬ、理事をどうしても増員しなければならぬ、重要な事項をどうして御説明なさるべきか、あなたもこのように積極的な説明があつてしかるべきだと私は思う。意見を言えといえは賛成だ、そういうことであつてはならぬと私は思う。

○福田(一)國務大臣 これは案の問題でございますから、どうもあれでありませうけれども、議員立法として提案をされたことでは、提案者はその必要性あるいはその他をすべて御説明に相なるのが筋であるかと思つております。そうしてそれに対して政府はどうかという御意見を求められれば、これに対して政府の意見を申し上げる、これが議員立法の姿ではなからうかと思つて。だから私では、そのことについて意見を求められておるといふふうに解しまして、われわれとしてはそうお願いしたほうがけっこうである、こう申し上げておるわけでございます。

○中村(重)委員 私は形式の問題だけを問うておるのではない。またあなたも、単なる形式の問題ではないに、この議員提案の必要性、そのことを自由民主党の党員として、しかも通産行政

を預かる当の責任者として、賛成であるならば、もっと積極的にこれに対するその必要性を説明していくという態度が当然なればならない。しかも先ほどあなたも、三十数件という法案をかかえて非常に忙しかつたのだ、だからして、議員立法というふうな話が出たので、そういうことにしてもらつたのだというところをお答えになつたはずだ。また私の質問も、そういう議員提案という形式の問題と同時に、理事三名を増員しなければならぬというその実態についてもお答えを願つたいと申し上げておるつもりなんです。だから、あなたは、そのような単に形式的な答弁は無責任だと私は思う。どうですか。

○福田(一)國務大臣 どうもまことに頭が悪いのかもしれませんが、議員でお出しになつた立法であれば、やはり議員が御説明になるのが筋でございます。そしてそれがもし通れば、それを実行するのが政府の責任である、こういうふうな考えのことであります。しかし、その問題に関連して、これは行政問題であるから政府としても意見を述べ、こういうことでございます、私としてはけっこうでございます、こう申し上げておるのであります。これがどういふような経緯で提案されたかは別として、いやくも議員が立法権を行使されて提案されました以上は、これを十分尊重申し上げる姿こそは政府として当然なあり方ではなからうかと思つて、実はそういうふうにお申し上げておるのでございます。

○中村(重)委員 全くあなたの言われるのは単なる形式論ですよ。それは野党から提案をされたというふうな場合

と与党が提案をした場合とは、取り組みというものが変わつてこなければならぬと私は思う。しかも先ほど、同じようなことを繰り返すわけですけれども、あなたは、政府が忙しかつたのだと言つたのだ。だから議員提案という形でやつてもらうことになつたというその経緯をお話しになつた。また私もこれを審議するにあつて、提案者からいろいろと説明を聞いています。しかし、どうもその答弁が納得できない。そういうことから、参考人として電発の總裁も来てもらつた。政務次官にも数回にわたつて答弁をしてもらつたのだけれども、その法案の提案の形式の問題と同時に、その内容の問題にあつて、その必要性というものをどうしても納得いくような説明をしていただくことができないわけなんです。だから、大臣にその内容にわたつて説明してもらわなければならぬ。私もこれはこれを審議するにあつて、その行政の責任者であるあなたが、ほんとうにその三名を増員しなければならぬという必要を感じられないでは、また、納得いくような説明をしてもらわなければ、この法律案を通すわけにはいかない。負担が伴つてくるわけでありませうから、できないのが当然であります。そのことはあなたはわかつておられるはずですよ。そういう形式論に終始するのではなくて、問題を十分納得するように説明をしていくということが、行政の責任者としてのあなたの当然たるべき態度である、このように考えるわけですよ。どうですか。

○福田(一)國務大臣 実は電源開発促進法を議員提案され、通過したことが

ございませう。そのときの政府も、いまの池田総理大臣が大蔵大臣でしたが、補助説明ということでありまして、説明員ではありませぬ。政府の意見を聞かれたら言うだけでありませう。そういうふうな、議員立法というものは提案者が説明をする。形式にこだわつてはいかぬとおっしゃいますけれども、私は形式も大事だと思つておる。やはり議員の権限を侵すということであつてはいけません。だから、議員が御提案になれば、説明はやはり提案者にしていただくということに相なるわけでありませう。ただし、これに対して政府の意見を求めるということでありませう。私は、それは必要であると申し上げておるのであります。

そこで、今度は、必要ならばなぜ必要か、こういうことで御質問があると思つたので、電発の事情が、当初法律ができましたときは、非常に仕事の量もふえてまいりましたし、仕事の内容も複雑化してきておりますので、そこでは理事を増員をお願いしたい。この種のほかの事業と比べてみると、やはりこれはふやしたほうが均衡がとれるということをおそらく提案者の方もおっしゃつていられると思つたのであります。私としても、政府としてもそういう考え方に賛成でございます。かように申し上げておるわけでありませう。

○中村(重)委員 ただいまの大臣の答弁では納得いかぬのですが、時間の関係がありますので、電発の問題は留保いたしましたして、石油の問題に対してお尋ねをします。

いまガソリンの価格——基準価格が非常に値くずれをしておるといふ状態

にあるようであります。それらの点に対して、通産省としてはどのような取り組みをしようとしておられるのか、まずお答えを願ひたい。

○福田(一)國務大臣 ただいま石油が値くずれておるといふことであります。通産省からいへば、法律がございませうれば、法律の範囲内において通産行政を行なう。また同時にもう一つ、法律がない場合においても、その産業が育成強化されるような方向に努力いたさなければなりません。この二つの面から見れば、値段の問題については基準価格をきめることができる、こういうことがございまして、一応基準価格は一昨年これをきめておるわけでございます。ところが、その後いろいろの事情がございまして、ただいま値くずれておるとおるは過当競争の結果であると私は思つておるのであります。しかし、その過当競争がなぜ起つてきたかということになれば、中村委員もおわかりかと思つたが、設備が過剰であり、生産能力が多い、それをよけい使つておるといふことが原因だと考えておるのでございまして、それを今度はわれわれのほうで、そんなに安くてはいけません、高くせよというふうな——一応の基準価格はきめておられますけれども、それにしななればいけない、それをしなければならぬ処罰をするということではできないわけ、それはお互い話をされて、基準価格に合わせられるというふうな努力をされるのが望ましいというようにお申し上げておるところでございます。これに対してどうせ、ああせいといふことは、いまのところ積極的

は言っておられないわけでありませう。
○中村(重)委員 それでは、勧告をするという意思を持っておられない、こういうことに了解してよろしいですか。
○加藤政府委員 かわりまして、私からお答え申し上げます。

標準価格を割ること自体につきましましては、石油業法の上から勧告の規定はございませぬ。ただ標準価格を必要に応じてまして設定し、これを公示するというところでございますが、これが設定、公示された以上は、これをできるだけ守っていただくということが法の趣旨でございますので、私ども、昨年の暮れ以来、御承知のように市況がだいぶ悪くなっておりまして、これを少しでも早く標準価格に近く立て直しをしていただくようにという意味での行政上の指導はいたしております。

○中村(重)委員 ガソリン消費税はメーカー段階において課す、メーカーが徴収義務を持つてゐるということになるわけですが、現実にはどのような行なわれていると思つていらつしやいますか。
○加藤政府委員 御指摘のように、メーカーが蔵出しをするときにかけることになっておりまして、現実もさように税を徴収し、納めておるわけでありませう。

○中村(重)委員 現実には末端の小売り販売店がガソリン消費税を徴収しておる、こういうことになっておると思つておりますが、その点はどうなつておるのか、私聞いておるわけですが、そういう事実はあるわけ

でございませう。いま申し上げましたように、メーカー段階において、メーカーが蔵出しをするときにその数量に応じて課税をいたしておるわけでございますが、これを末端の特約店あるいは小売りが消費者に売る場合は、輸送途上における目減りがございまして、この目減りした分だけは税金を返すという事実があるわけでございますが、いま御指摘のような末端で税金をかけるというところは、徴税の方法としては現在行なわれておらないわけでございます。

○中村(重)委員 徴税の方法としては行なわれていないのだけれども、実際は小売りが販売店が、ガソリン消費税は石油代と一緒に消費者から徴収しておるわけですね。そのことがいろいろの弊害をかもしてゐるという実情なんだから、それらの点に対してはあなたのほうではどう把握しておられるのか、また行政指導をしておられるのか、その点を伺いたい。
○加藤政府委員 御承知のように、ガソリン税は消費税でございますが、これを負担するのは最終の消費者が負担する、こういうたてまえになっておるわけでございますが、ただその徴収技術上、これをどの段階で税金を納めるかということになりますと、ただいま申し上げましたように、メーカーから蔵出しをするときにこれを徴収するということでございます。しかしいま申し上げましたような消費税の性格上、これは当然最終の消費者に転嫁されてしかるべきものであるというわけでございますので、私どもとしては現在ガソリンの標準価格というものをきめておりますが、その内訳をいたしまし

て、ガソリンの自身そのものはキロ当たり一万一千三百円である、そのほか二万六千円の税金がかかるということ、合計三万七千四百円というものが、これは最終の消費者ではございませぬが、元売りから特約に渡すときの値段であるということ、最後までこの消費税というものは石油の自身の価格のほかに、全体の価格としてついで回る、こういう性格のものであるわけでありませう。

○中村(重)委員 公取にもあわせてお答え願ひたいのですが、メーカー段階では、基準価格が値くずれをするというお答えのように行政指導等で値段のくずれないようにやっておられる。ところが末端で小売りに、いわゆる消費価格というものを業者間の協定をやる、これは独禁法違反になる、こういう形になるわけですね。ところがメーカーは、小売りが店におる場合はちゃんと担保をとっておるというところから、焦げつきになるというところはございませぬ。ところが小売りが販売店が消費者というわけにはいかない。ところがたまたま焦げついたりという場合、油代だけではなくて、消費税も焦げつくことになるわけでありませうが、その消費税を問屋に払わなければならぬ、こういう形になるわけでありませう。それが適当であるかどうか、また公取としてもこの状態に対してはどのように把握され、お考えになっておられるか、まずそれらの点に対してお答えを願ひたい。

○渡邊(善)政府委員 御質問の点は、間接税の入った値段について焦げつき

になつたときに、債権自体について全額要するに売り手のほうから請求があるというところが妥当かどうかというお話のようでございませぬが、私のほうで独占禁止法で扱つております問題は、カルテルのほかにいわば公正取引の問題というわけになると思ひます。

現在の全体のためには、酒の代金の場合にも同じような考え方をなつておられますが、一応消費税を込めた値段、それが即売買代金、税金というものを特に抜き出して云々ということになつておられるので、これがずっと過去に行なわれてきた一つの商慣習を一応是認した段階におきまして、それをすぐ公正取引というふうにかへる、これは無理じゃないかと思ひます。むしろそういう場合、この税金の転嫁というものをどう考えていくべきかというところがあれば、これは別個の問題としまして一応立法的にお考え願ひたい。他の手段をとられるべきものではないか、公取としてはかように考えております。

○中村(重)委員 ガソリン消費税は蔵出しの場合に徴税をする、こういう形になつておりますね。ところが実際は私が申し上げておるように、これは小売りが販売店がその徴収義務者という形に実はなつておるのです。そこにやはり問題があるわけなんです。これは最終消費者が税金を払うということになつてくるのでありますから、その点をはかるのでありますけれども、やはりその小売りが販売店とメーカー、それから卸段階との間のいわゆる力関係というものに相当な無理がある、そういうことでありますので、それらの点

に対しては私がお尋ねをしたわけですが、通産省としては、これらの点に対してどのようにお考えになつておられるのか、まずその把握をしておられる点をひとつお答えを願ひたい、こういうことでお尋ねしておるわけでありませう。

○加藤政府委員 先ほど申し上げましたように、ガソリン税というのは性格上消費税に該当するものでございませぬ。これは理論としては、最終消費者がこれを負担すべきものである、こういう考え方をしております。三十九年度からさらにガソリン税等の増徴が考えられておるのであります。この増徴分を一体どこが負担するかという問題につきましても、やはりいま申し上げましたような線で私ども考えておるわけでありませぬ。ただ先生御指摘の、元売りあるいは精製業者に比べて、末端の小売りが中小企業が非常に多くて、力が弱い。これが現実の力の関係でどういふふうになつておるかということでございますが、御承知のように、現在非常に石油の精製業者間のシェア争いといひますか、過当競争的な様相を呈しております。ただいま申し上げましたが、現在標準価格で小売りがされております内容は、ガソリンの自身は一万一千三百円、そのほかに税金が二万六千円、合計三万七千四百円ということでございますが、この元売りから出す値段が相当値くずれをしておるということでございます。本来最終消費者が負担すべき税金の一部を精製業者が負担しておるということも、考えようによっては言えるのではないかと、こういうふうに存じておるわけでございますが、少なくとも現在の

○中村(重)委員 御質問の点は、間接税の入った値段について焦げつき

になつたときに、債権自体について全額要するに売り手のほうから請求があるというところが妥当かどうかというお話のようでございませぬが、私のほうで独占禁止法で扱つております問題は、カルテルのほかにいわば公正取引の問題というわけになると思ひます。

現在の全体のためには、酒の代金の場合にも同じような考え方をなつておられますが、一応消費税を込めた値段、それが即売買代金、税金というものを特に抜き出して云々ということになつておられるので、これがずっと過去に行なわれてきた一つの商慣習を一応是認した段階におきまして、それをすぐ公正取引というふうにかへる、これは無理じゃないかと思ひます。むしろそういう場合、この税金の転嫁というものをどう考えていくべきかというところがあれば、これは別個の問題としまして一応立法的にお考え願ひたい。他の手段をとられるべきものではないか、公取としてはかように考えております。

○中村(重)委員 ガソリン消費税は蔵出しの場合に徴税をする、こういう形になつておりますね。ところが実際は私が申し上げておるように、これは小売りが販売店がその徴収義務者という形に実はなつておるのです。そこにやはり問題があるわけなんです。これは最終消費者が税金を払うということになつてくるのでありますから、その点をはかるのでありますけれども、やはりその小売りが販売店とメーカー、それから卸段階との間のいわゆる力関係というものに相当な無理がある、そういうことでありますので、それらの点

に対しては私がお尋ねをしたわけですが、通産省としては、これらの点に対してどのようにお考えになつておられるのか、まずその把握をしておられる点をひとつお答えを願ひたい、こういうことでお尋ねしておるわけでありませう。

時点におきまして精製業者あるいは特約店、小売り等との関係を見てみますと、むしろ精製業者のあまりにもひどい売り込み競争によって、末端の小売りは、必ずしも自分たちが消費者から徴収すべき消費税を全部負担しなくともいいというふうな状況にあるというふうな現在の事態を認識いたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 この問題に關してはまた後日あらためてお尋ねしますが、公取委員長に、三菱三重工の合併の問題に對してお答えを願いたいと思います。

相当シェア、占拠率が高いものが入っておるわけなんです。三〇%あるいは四〇、五〇といったような非常に占拠率の高いものがあるのにかかわらず、これの合併を認めておられる。相当問題があったやに伺っておるのでありますが、これが認可ということに對しての経過または考え方を聞かしてもらいたい。

○渡邊(善)政府委員 三重工の合併につきましても、御承知のように一つのマンモス企業ができますために、公正取引委員会としましても相当慎重な態度で臨んだつもりであります。したがって、まず通常三十日という期間がありまして、これは会社の承諾を得まして延長することができ、それを一応六十日にまず延長してもらいまして、同時に公聴会を開く、あるいは各方面の御意見も、そのほかに書面あるいは口頭で伺うといったような態度でもって検討してみました。

シェアの面から見ますと、三重工がいろいろな仕事をしておりますだけに、相当いろいろ違った形でシェア

を示しております。一番主力をなしております造船関係は合併後大体二八%、それから船舶修繕が二七、船用ディーゼルが二七、船用タービン二七、電力会社向けタービンが二四、同ボイラーが四六、工場向けタービンボイラーが三五からあるいは四二、製紙機械の長綱式が六三、トラック二五、バス二六、こんなのがおまな数字であります。公取委員会としては、一応の目安として三〇%くらいを考えておりますが、しかし、単にそうした数字というもののよりも、もう少しそれぞれの仕事の性格といいますが、これもやはり頭に入れます、ものによっては三〇%に至らなくてもやはり実質的な競争制限が起る場合もあり得るだろう、あるいはそれ以上であつても必ずしもそうでもない場合もあり得るだろう、あたふたしたところで、相当突っ込んだ調査をしてまいったわけでありまして、共通して言えますことは、三重工が受け持っております仕事というものは、大体需要側がそれぞれやはり相当の事業者でありまして、かなり力のあるものが多うございます。それから単に占拠率というだけじゃなくて、その会社の技術というものが相当のものをいう。したがって、占拠率が高いということですが、占拠率が高いということもなかなか起りにくい事情にあるのではないかと。それから目につきます製紙機械の、特に長綱の割合六三、これは大部分が現在の三菱三重工の持つているシェアでございます、合併によつて三菱造船の關係でシェアが多少ふえますが、その分は一、何%というようなきわめてわずかなものであります。

それから、御承知だと思いますが、現在、製紙機械につきましては通産省の指導もございまして、新しい設備をみないま抑制しております。したがって、通常の競争状態ということも認められないのじゃないかということが一つあります。ただ、私のほうとしましては、ただ、私のほうとしましては、気になりましたのは、新三菱重工はペロイトというアメリカの会社と技術提携をしております。それから三菱造船はドイツのフォイトという会社と技術提携をしております。そのほか石川島播磨が、いまちよつと名前を失念しましたが、カナダのある会社と技術提携をしております。そのほか、まあ技術提携に値するような大きな会社があつたという点を調べてみました。したが、ないとはありません。しかし、一応ペロイト、フォイトというのは世界でも一流の会社ですから、新しい会社がこの二つの会社と技術提携をするというところは、これはほかにもいろいろ問題があるかと思ひますが、行き過ぎではないだろうか、将来のニューエントリを阻止するのではな

いだろうか、この点について、私のほうとしましては、会社のほうにどちらかの技術提携は離すようにということをお願いしました。会社のほうとしましては、相手方のあることでございまして、一、がいに断言できませんが、離すことについてはあらゆる努力をするというふうな書面も来ております。

以上、いろいろと勸業しました上で、われわれのほうとしては、三重工の合併は現在の独禁法に照らしまして実質的な競争を制限するほどのものではないということ、これを承認いたしますか、一応排除措置をとらないとい

うことに決定したわけでございます。○中村(重)委員 具体的にお尋ねしたことがあつたわけですから、時間も長くなりますから、きょうはこれで、私は質問を留保しておきます。

○二階堂委員長 板川正吾君。○板川委員 私は、電源開発促進法に關する改正提案に關連しまして、電源開発株式会社の直接の監督者である通産大臣に、二、三伺つてみたいと思

う。第一は、この電源開発促進法というものと電発の実態というものが、どうも最初から今日までずっと、法律の方向と実態というものが食い違つておるよ

うに感じてなりません。私ども、電源開発促進法が議員提案で出たときの事情が突はつまびらかではないものであります。大臣は当時関係しておられたようですけれども、そこでお伺いしたいのであります。法の方向と実態とが食い違つておるためにいろいろの疑念がわいてくると思つております。たとえ

ば、法律では、電源開発株式会社の目的は電気の供給を増加することを目的としておる。事業の範囲は、電源開発及びこれに付帯する送電変電施設の整備を、そして送電変電施設の貸し付けまたは譲渡をする。電

源開発に主眼を置いて、送電変電施設の整備をする。ともかく、電発が電気の開発をしたならば、九電力に貸し付けまたは売れるというのがたてまえである。しかし、その最後に、電

気事業者に対する電気の供給というの

がございまして、卸売りをやってもいいということにもなるでしょう。しかしこの法律全体に流れる思想とい

うのは、電源開発株式会社がとにかく電力を開発したならば、電力会社に貸し付けまたは売るといふのがたてまえである。だから、そういうたてまえで電源開発株式会社があらうというならば、理事が五名でよろしいということ

は当然だと私は思ふ。ところが実態がそうじゃないのです。実態がそうじゃない、開発をして、売つて、あるいは貸し付けするということは一つもない。開設以来一つもなく、そうして

三号の「電気事業者に対する電気の供給」という事業だけやる。それは末端の電気の小売りはしません、それは電

力事業者の九電力、電力業者に電気を卸売りますという仕事をやる。そうする

といま言ったように理事が五名じゃ不足だからふやそう、通産大臣も、なるほどごもつともだという、こういう考

え方なんです。だから法律のたてまえから言つと、たてまえがそのまま運用されておるならば五名でいいのじゃないか。開設して売らるるいは貸し付け、運用は全部電力会社にまかせるという形になれば、そう理事を何名もふやす必要はない。ところがそうじゃな

いところの問題がある。われわれは法律のたてまえから言つと、法律のたてまえで電発会社が運営されているならば、理事をふやさないといひ、ないか、こういう議論になつておる。それから辺が食い違ひで、簡単な法律のようだけれども意外にごてごてしているのはそこにあるのですね。大臣はその点、どういふお考えをお持ちですか。

後の経緯というものが、かなり問題があると思います。いまの九電力ができましたのは、日発というものがあつたのがポツダム政令によって九分割されたわけでありまして、その当時の院内、当時の保守党といわず社会党といわず、院内の空気は、実をいうと分割には大反対だったわけでありまして、だけれども、これはポツダム政令によって、命令によって九分割することになりました。そこでそのとき事情がございました。そのときにあたりまして、九分割されたのであります。当時は電力、エネルギーが非常に必要である。そこで九電力会社ももちろん発電には努力をいたしますが、とても大規模なものなどは発電ができない、能力がないという、その場合、九電力が外国から金を借りてきてやったらいいじゃないかという意見もあつた。同時にまた、国の金を電力会社に貸し付けるといいますか、そういう形でもいいから、とにかく発電はどんどんやらなくちゃいかぬじゃないか、こういう意見もあつたわけでありまして。しかし、個々の九つの電力会社に国の金を出資するというような姿と

いいながら、どうもそこに要ないろいろな請託が行なわれたり、変な利害関係から金がよけいだったり少なくなったりするということがあつてはいいじゃないか。だからこの際は発電をする分については別途にそういうような会社をつくつて、そうして発電を——大規模なものであるとかあるいはまた公共事業と直接関係のあるようなものは、ひとつそういう別途に発電所をつくつて、それに国が援助を与

えるということによって発電量をうんとふやすようにしよう、こういうことに、事後の措置ですね、一ぺん日発が分割された事後の措置として、それよりはほかは方法がないじゃないか、こういうことではありません。そのときに、私は実はその当時提案理由を説明したものであります。その当時考えられておりましたのは、できるならば設備をやつたりしても実際は——もちろん設備をやつたものは譲渡したり貸し付けたりしていいのだけれども、実際は貸し付けも希望しないし、電力会社が買

いもしないという場合があつては困るから、その場合はやはり運営するということも入れるべきだ、だから両建てといひますか、両方ともはつきり同じ順位に置いてきめたいじゃないか、こういう空気も実はあつたわけでありまして。ところがこれがGHQへ行つて——この法案は実はGHQのオーケーをとつて出した法案なのでありまして、われわれの自由でやつたわけではありませぬ。GHQが一応こういう法案ならばよろしいということ、また当時はそういうふうにGHQのオーケーがなければ議案へ提案することもできない、修正をする場合にもGHQのオーケーをとつて修正するという事情に相なつておつたわけでありまして、そこでのいろいろの経緯はござい

ましたが、こういうような姿において出されたというのが実相であります。そこであなたのおっしゃいましたように、われわれが考えておつた目的から言えば、やはり会社の目的にありまして、電気供給を増加することを目的とする、これはもうそのとおりなのであります。それから業務の範囲になります

と、いま言った二つのことがあるのであります。当時GHQでは、実を言つると、譲渡と貸し付けだけにしないという意見が相当強かつた。それを説得するの——説得というか、それ

と、いまでもわれわれの意見と違ひます。そのいろいろの話をしたときに、そんなこと言つたつて一部発電というのがあつた。ありませぬか、最小限に考えてみて、たとえば発電所を十萬キロつくる場合に、まず五萬キロ最初につくる場合、あとの五萬キロは一年後にできる、そうすると、全部ができて、借りにくる電力会社がある、あるいはまた買

い取る電力会社があるまで、先にできた五萬キロの発電所は動かさないので、これは実に国家の資源をむだに使うことになる、当然これは売つてもいいし、そういうような売電をしていいじゃないか、そういうことがあるから絶対にこの条項は必要であるということから、だんだん話をほくしていつて、実はこの三号が入つてきたわけなのです。そういう経緯があるわけでございます。これはもう率直にその当時の事情を私申し上げてみたので、そういうことでございまして、いまおっしゃつたような意味から言えば、条文の並べ方その他から見ますと、あなたのような御質問が出るのは私は当然であると思つております。しかし実際問題といたしまして、電発はその後のいろいろの発電所をつくりましたけれども、だれも買ひに来たものもなければ、借りに来たものもないというよう

な状況でございまして、現実にはやはりつくつた発電所の電力を電力会社に売電をいたしておるというのが、いまの実相でございます。そうなります

と、電力の供給をふやすという目的は達せられたのであります。業務の内容容の一部はまだ行なわれておらないじゃないかという御質問が出るのは、これは当然なことでございます。実態は、電発はできた、電力はふえた、その電力を電力会社に売つておるといふのが、いまの電発の姿である、かように考へておる次第でございます。

○板川委員 今日海軍線近くに火力発電というコストの安い電力が開発されるようになりましてから、今日、この電源開発株式会社が開発した発電所を売つてくれというところははないと思ひます。しかしこの会社ができてから数年間、とにかく国家資金で安い金利で、国家の技術を用いてやつて——そのうすると建設のコストというのは実際は安いと思つたので、安いものをなぜ電力会社が買わなかつたのですか。どうもその間がふしぎでならないのです。国家の資金で、安い金利で大きい設備をつくつてくれた。九電力のどこかで電力を買うならば、同時に発電施設まで法律の目的に沿つてぜひ売つてくれといつて、こちらも第一義的には売るのが目的ですから、売りました。あるいは貸しました。こういう話になつていふと思つたのですが、事業範囲の二の号が会社創立以来一回も行なわれなかつたといふことは、どういふ原因かなと実は思つたのです。この間どういふ事情でしょう。

○福田(一)國務大臣 これは私は電力会社のことをそんたくして御説明申し上げる以外にないので、私の考えでは、その当時電発からは安い電力が買へるわけですね。そうすると、設備をしないでも安い電力を買へるならば、

金をそれに投入しますと、今度自分の発電所をつくりたいと思つたところができなくなるわけですね。だから、まだまだ電力のほうはどんどん必要になりますから、そこで自分のところの金は新しい発電所に投入をしていつて、安い電力は電発から買つておいたほうが売電が楽だ、みんなによい供給ができる、こういうところであつたと思つたのであります。

○板川委員 それと、もう一つ実体法との関係ですが、この法律が最初通過するときに参議院で附帯決議をしておるのであります。その附帯決議によると、「政府は電源開発株式会社業務運営に關し、電気事業者に対する電力の供給に重点を置き、発電施設等の譲渡又は貸付は特殊の必要がある場合に限り、善処すべきである。」といつて、法律の趣旨は、開発し、設備をし、譲渡または貸し付けを行なうというの一義的な目的であるにかかわらず、逆な附帯決議を参議院ではやつておる。しかも電源開発株式会社この趣旨を尊重して今日まで来たということになつておる。とにかく日発のときから今日まで、この法律の方向と実態というものが、常にちぐはぐなんです。それは先ほど大臣が言われたように、当時占領下にあつて、向こうの意思も尊重しなくてはならないということもあつて、実質的にはわがほうの主張をとりながらも、形式的には向こうの法律的な形式、これは向こうに譲つたといふ形、そうしますと、今日はこういうちぐはぐな法律であるならば、場合に

よつてはそういう点を事態に合うように直したらいんじやないでしようか。この点どうお考えですか。

か。この点どうお考えですか。

○福田(一)國務大臣 お説のように、参議院でこういう附帯決議がついたわけでありませぬ。当時の法律は、提案をする場合には必ずGHQの判がなければいけない。修正をする場合にも判がなければいけなかつたようなことで、附帯決議についてはそういうことはなかつたわけではございませぬ。かすかながらと言つておかしいのでありますが、占領行政に対する非常に不満があつたわけではございませぬ。院内全体において、そういう附帯決議が出てきた。それに対して、われわれもそうだと思つておるわけだから、ある意味で決議が出まされれば、院議は重んじます。民主主義でございませぬからと、民主主義を以ておつたというものが実相です。だからあなたのおつしやる御疑問はごもつともであるというの、この経緯をお考え願へばおわかり願へると思ひます。しからば、いま法案と実態が離れておるならば直したらいいんじゃないか、これはごもつともな御意見で、私は適当な時期にひとつ直すように考へるべきではなからうか、そう考へておる次第であります。

○板川委員 これは大臣は、議員立法だから、議員のほうからひとつしかるべく直してほしい、こういうことですか。

○福田(一)國務大臣 それはそれでございませぬ。いまあなたのおつしやるのは、政府が直すつもりがあるかとおつしやるから、適当な時期に政府としても直していいと考へております。こう申し上げたのです。何も議員立法だから政府が修正していかぬといふこともないし、政府が出したのを議員が修正していかぬといふこと

ともないと思ひます。だから私の申し上げたのは、われわれとしても当然考へなければならぬ、かように考へておると申し上げたわけでありませぬ、これはいまさうかと申しますと、十分考へさせていだきたいと思つております。

○板川委員 政府は、世界銀行から電發が借入をする場合のことを考へて法案の一部改正を行なうと思つておるようですが、その際にひとつ御検討願ひたいと思つておきます。さらには二点だけ、簡単ですが、監督者の通産大臣としてこれはどういふふうにお考えかといふことを伺つておきたいのです。それは、提案理由の中で非常に強調されておる点は、広域運営の強化といふことを提案理由で三か所か四か所同じ文句があるのです。「広域運営の強化」「広域運営の進展強化に伴い」「広域運営等、業務」がこういうふうな増大しておるから理事をふやせ。電源開発株式会社が日本の電氣事業の広域運営に責任を持つのは、法律的に根拠がありますか。

○福田(一)國務大臣 私は法律的に根拠はないと思つております。それは九電力会社と電發とが合はさつてお互いに電氣をむだにしないように、また電氣をむだに使わないようにしようといふ意味のことを言つておられます。事実問題をこれは述べておられるのだと思ひます。

○板川委員 法的には何らないのであります。この提案理由は、広域運営に責任を持つ立場から、業務が非常に増大したといふふうな説明をしておるものでどうかと思ひましたが、それはな

いことが明らかであります。

もう一つは、提案理由は提案者についてくれといふことじゃないのです。これは政府に關係があるのですが、提案理由の中に、水力電氣の必要性といふのを非常に強調しております。これは今後水力電氣を電力の二割程度確保すべきじゃないか、そしていづゆる調整的な役割を水力電氣でやるのが最も能率的だ、そこで水力電氣といふのは火力の二割程度確保しておることが望ましい、そして今後原子力、大型火力電氣等が進めば、したがつて水力を二割程度確保していくとすれば、水力電氣の需要といふのは今後も相当大きいものがある、ただし水力電氣の開発、開発に非常に金がかかる。それから開発は豊富な経験を持つる電源開発株式会社に担当させたほうがいい、国家資金が安く使える、こういうことを言つておるのですが、そこでこの法律に基づきますと、電源開発株式会社の開発計画といふのは、審議会の意見を聞いて内閣総理大臣が電源開発の基本計画といふのを立てて、そうして公表するといふことになっております。その基本計画を見ますと、水力電氣といふのはごく少数ですね。この提案理由のようには二割程度確保するといふ状態ではないように思ふのですが、この点は水力電氣を将来どういふふうな政府としてお考えになつておるか。コストも高い、あるいはもう興地になつておる。しかも一方においては、海岸線における大型火力電氣といふのがコストが非常に安いといふ状態になつておる。こういう場合に、将来の水力電氣といふのをこの提案者がおつしやるような形で政府がお考えになつてお

るかどうか、この点を伺ひたい。

○福田(一)國務大臣 詳しいことは政府委員から答弁いたさせますが、これは私のこれに対する感じ、考え方でありませぬ。大体こういうふうなことでいいのではないかと申します。これは、あなたも御存じのように、夕方になると電氣がぐつと必要になりませぬ。それから、これはよくおわかりと思ひますけれども、そういうふうな場合には、火力のいづゆる能率を上げていく場合には、大体十キロワットなら十キロワットのうちの九キロワットなら九キロワットと一定に出していかなければならませぬ。ところが、それは、夕方になつてぐつと需用がふえたとき困ります。そこで、水力で一べんにずつと落としてそれをカバーしていくわけになります。それで水力がどうしても必要になる。こういう貯水池式の電力が必要になるわけでありませぬ。したがつて、原子力電氣ができて、とにかく水力電氣ですね、一定レベルですつと電氣をしていくような電氣がございませぬ、それをふやしますと、どうしてそれが見合つた水力電氣といふものがあつて、いざというときにばつと力をふやす、こういうことが必要になるわけではございませぬ、そういう意味では、やはり水力電氣の意味は今後も尊重、重要視されなければならぬ。ただお説のように、やはりだんだん興地に行つたり非常に不便なところで、高い電氣になるわけでありませぬ。そこを私はコストの面では考へて、だから、やはり日本の電氣量といふものはむやみにふやせないといふ限界があると思ふのです。というのは、ピーク時に間に合うだけのそういうものが

きないのに、火力だけで補つていくといふことができるかどうかといふことになると、私はそこには一定の限界があると思ひますが、当面まだその水力電氣の開発はできるのではないかと。したがつてここに説明がありませぬような御趣旨は一応ごもつとも、私たちが考へておるわけでありませぬ。詳しいことは政府委員から答弁いたさせませぬ。

○宮本政府委員 数字的に申し上げませぬ、昭和二十六年から三十七年度までの年までの電源開発調整審議会で決定された着工出力、これは水力、火力合わせて三千六百七十七キロワットでございませぬ。その中で水力は九百六十一キロワット、したがつて、全開発量に対する比率は三二%に達しております。

それから、この前お配りいたしましたこの資料でございませぬが、電力会社、公営その他電氣、全部を合はさつて、これは二ペーシ目の資料をございませぬ、水力の新規の合計が百十六万二千キロワットになつておる。水、火力、原子力全部を合はさつた新規の着工が三百二十二万七千キロワットになつておる。割合から申上げますと、三七%に達するわけではございませぬ。ただ、これは年によつてございませぬ、来年は年々度あたりは水力が減るといたしまして、長期的に見ますと、大体四十七年度ごろまでと試算をしてみませぬ、たとへばいま未解決の四国の吉野川とかあるはいち中部の揖斐川といふようなものが具体的になつてまいりませぬ、大体平均二〇%をこすのではないかと考へておる。

○福田(一)國務大臣 詳しいことは政府委員から答弁いたさせませぬ、これは私のこれに対する感じ、考え方でありませぬ。大体こういうふうなことでいいのではないかと申します。これは、あなたも御存じのように、夕方になると電氣がぐつと必要になりませぬ。それから、これはよくおわかりと思ひますけれども、そういうふうな場合には、火力のいづゆる能率を上げていく場合には、大体十キロワットなら十キロワットのうちの九キロワットなら九キロワットと一定に出していかなければならませぬ。ところが、それは、夕方になつてぐつと需用がふえたとき困ります。そこで、水力で一べんにずつと落としてそれをカバーしていくわけになります。それで水力がどうしても必要になる。こういう貯水池式の電力が必要になるわけでありませぬ。したがつて、原子力電氣ができて、とにかく水力電氣ですね、一定レベルですつと電氣をしていくような電氣がございませぬ、それをふやしますと、どうしてそれが見合つた水力電氣といふものがあつて、いざというときにばつと力をふやす、こういうことが必要になるわけではございませぬ、そういう意味では、やはり水力電氣の意味は今後も尊重、重要視されなければならぬ。ただお説のように、やはりだんだん興地に行つたり非常に不便なところで、高い電氣になるわけでありませぬ。そこを私はコストの面では考へて、だから、やはり日本の電氣量といふものはむやみにふやせないといふ限界があると思ふのです。というのは、ピーク時に間に合うだけのそういうものが

きないのに、火力だけで補つていくといふことができるかどうかといふことになると、私はそこには一定の限界があると思ひますが、当面まだその水力電氣の開発はできるのではないかと。したがつてここに説明がありませぬような御趣旨は一応ごもつとも、私たちが考へておるわけでありませぬ。詳しいことは政府委員から答弁いたさせませぬ。

○宮本政府委員 数字的に申し上げませぬ、昭和二十六年から三十七年度までの年までの電源開発調整審議会で決定された着工出力、これは水力、火力合わせて三千六百七十七キロワットでございませぬ。その中で水力は九百六十一キロワット、したがつて、全開発量に対する比率は三二%に達しております。

それから、この前お配りいたしましたこの資料でございませぬが、電力会社、公営その他電氣、全部を合はさつて、これは二ペーシ目の資料をございませぬ、水力の新規の合計が百十六万二千キロワットになつておる。水、火力、原子力全部を合はさつた新規の着工が三百二十二万七千キロワットになつておる。割合から申上げますと、三七%に達するわけではございませぬ。ただ、これは年によつてございませぬ、来年は年々度あたりは水力が減るといたしまして、長期的に見ますと、大体四十七年度ごろまでと試算をしてみませぬ、たとへばいま未解決の四国の吉野川とかあるはいち中部の揖斐川といふようなものが具体的になつてまいりませぬ、大体平均二〇%をこすのではないかと考へておる。

○板川委員 私の質問は以上をもって
終わります。
○二階堂委員長 次会は明十九日水曜
日午前十時三十分より委員会を開会す
ることとし、本日はこれにて散会いた
します。
午後零時五分散会